

大口・多頻度割引制度利用規則

制定 : 平成17年 3月15日
改定 : 平成19年 7月 1日
改定 : 平成21年12月 1日
改定 : 平成27年 4月 1日
改定 : 令和元年10月 1日

協同組合 エムビー・ネットワーク
M. B. NETWORK COOPERATIVE

目 次

総則

- 第1条 本規則の目的
- 第2条 ETCカードを利用できる人・車両

利用手続き・ETCカード管理

- 第3条 ETCカード利用申請
- 第4条 ETCカード利用資格審査・承認
- 第5条 預託金
- 第6条 ETCカードの発行・貸与・利用方法
- 第7条 ETCカードの管理
- 第8条 ETCカードの有効期間・期限の延長
- 第9条 ETCカードを亡失したとき
- 第10条 ETCカードの追加発行
- 第11条 ETCカード変形・摩耗・破損時の再発行手続き
- 第12条 ETCカードの返却
- 第13条 ETCカード利用解約手続き

後納料金等・預託金調整について

- 第14条 後納料金の割引
- 第15条 後納料金等の支払い
- 第16条 支払の督促、カード割引・利用停止
- 第17条 延滞金
- 第18条 期限の利益喪失
- 第19条 ETCカード取扱手数料
- 第20条 預託金額の調整・取扱

大口・多頻度割引制度利用規則違反処分に関して

- 第21条 本規則違反処分規定
- 第22条 三会社等から処分を受けた場合の措置

その他事項

- 第23条 規則の遵守
- 第24条 本規則の改廃
- 第25条 附則

第1章 総 則

(本規則の目的)

- 第 1 条** この規則は、協同組合エムビー・ネットワーク(以下「甲」という。)の組合員(以下「乙」という。)が、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」という)が定める大口多頻度割引制度を利用するために行う共同利用事業に関し、必要な事項を定めるものである。
2. 大口多頻度割引制度とは、三会社が発行するETCコーポレートカード(以下「ETCカード」という。)を利用して、三会社が管理する高速自動車国道及び一般有料道路のうち、三会社が指定するもの(以下「高速国道等」という)を通行し、1ヶ月分の利用料金を一括して別途定める割引きを得て、翌月末日迄に支払いする後納制度をいう。
3. ETCカードは、前項に定める高速国道等のほか、本州四国連絡高速道路株式会社が管理する本州四国連絡道路、首都高速道路株式会社が管理する首都高速道路、阪神高速道路株式会社が管理する阪神高速道路及び公社等(地方道路公社、又は都道府県もしくは市町村である道路管理者)が管理する道路のうち公社等が指定する道路において、無線通信により通行料金の支払いに必要な手続きを自動的に行うシステム(以下「ETCシステム」という。)を利用することにより、通行料金の支払いに利用することができる。

(ETCカードを利用できる人・車両)

- 第 2 条** ETCカードは、1年間を通じて高速国道割引対象額が車両1台当月平均3万円以上利用する見込みがある場合、乙に発行される。
2. ETCカードを利用できる人及び車両等は次の通り。
- (1) 利用できる人 乙及びその使用人並びにその他の従業員
- (2) 利用できる車両 自動車検査証の所有者欄、又は使用者欄に記載されている名義が乙の名義と同一であり、且つ適正にセットアップされた車載器を搭載している車両
3. 第1項の定めにかかわらず、ETCカードの利用申込をする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用申込はできない。
- (1) 第21条第4項の定めにより、ETCカード利用の承諾を取り消された日から規定の期間が経過していないとき。
- (2) 既に、三会社のうちいずれかの会社より直接、又は他の事業協同組合経由でETCカード利用の承認を受け使用しているとき。
- (3) 三会社のうちいずれかの会社に対して、道路法(昭和27年法律第180号)第58条第1項の定めにより負担させることとした債務(以下「原因者負担金」という)を有しており、かつ、その履行を終えていない場合で、三会社のうち

- 甲がE T Cカードの利用申込を行う会社（以下「窓口会社」という）が、E T Cカード利用申込を受け付けないことが適当であると認めたとき。
- (4) 三会社が管理する道路で車両制限令（昭和36年政令第265号）に違反した場合で、窓口会社がE T Cカードの利用申込を受け付けないことが適当であると認めたとき。
 - (5) 乙自身の行為が原因で、加入していた事業協同組合が割引停止、利用の停止、利用承諾の取消等を受けた場合で、その処分の期間が経過していないとき。
 - (6) その他、窓口会社あるいは甲によって、後納料金等の支払いが困難である等E T Cカードを利用することが不相当であると判断されたとき。
4. 第1項の定めにかかわらず、乙の高速国道割引対象額が連続3ヶ月以上車両1台当たり月平均3万円を下回る場合、又は乙の特定の車両が連続3ヶ月以上月平均2万5千円を下回る場合には、利用取り消しを含め、甲の指示にしたがうものとする。

第2章 利用手続き・E T Cカード管理

（E T Cカード利用申請）

第 3条 E T Cカード利用申請者は、三会社の定める大口多頻度割引制度の内容・割引率等を理解のうえ、次の書類を甲に提出する。

- (1) コーポレートカード利用申請書（様式2）
- (2) 登録車両明細表（様式4）
- (3) 登録車両の自動車検査証の写

（注）車検有効期限1ヶ月以上あるもの

- (4) 預金口座振替依頼書

（E T Cカード利用資格審査・承認）

第 4条 甲は、甲の理事会が定める委員会において（以下「審査会」という。）において、E T Cカード利用申請者の利用資格を審査する。

- 2. 審査会で申請者の資格が確認され次第、甲は窓口会社に対し利用申請を行い、申請者に対するE T Cカードの発行通知をもってE T Cカード利用資格の正式承認とする。
- 3. 乙は、前条にて提出した申請書類内容に変更があった場合は、甲に届出事項変更届（様式5）、或はコーポレートカード登録車両変更届（様式11）を速やかに提出しなければならない。

(預託金)

- 第 5条** 乙は、E T Cカード受領時迄にその利用予想月額 of 1 ヶ月分を現金で甲に預託するものとする。なお、その後の預託金額の調整・取扱については第 20 条に規定する。
2. 乙は、預託金（追加預託金を含む）の請求を受けた日から 14 日以内に、甲に預託金の預入れをしなければならない。なお、預託金は無利息とする。
 3. 甲は、第 13 条の定めによる解約手続き完了後に預託金を一括返還する。
 4. 預託金預入れの振込手数料は乙、返還にかかる振込手数料は甲の負担とします。
 5. 乙は、預託金を第三者へ貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供することはできない。

(E T Cカードの発行・貸与・利用方法)

- 第 6条** E T Cカードは、三会社により甲を経由し乙に発行・貸与されるものであり、所有権は三会社に帰属する。
2. 乙は、新たなE T Cカードの貸与を受けたときは、第 19 条に定める手数料を甲に支払うものとする。
 3. E T Cカード利用者は、コーポレートカード登録車両明細表（様式 4）記載の車両番号とE T Cカード番号の一致を確認のうえ、E T Cカードを使用しなければならない。なお、車両番号に変更があった場合、又、車両入替があった場合は、直ちにコーポレートカード登録車両変更届（様式 11）に自動車検査証の写を添えて甲に提出するものとする。届出を行い、窓口会社から承認された場合は、新たなE T Cカードの引渡しを受ける前までの間、一時的に旧E T Cカードを利用することができる。
 4. E T Cカードを第三者へ貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供することはできない。
 5. E T Cカードは、E T Cシステムを利用しようとする場合においては、省令第 2 条第 2 項により定めた利用規定（「E T Cシステム利用規程」及び「E T Cシステム利用規程実施細則」をいう。）に従って通行することにより、通行料金の支払いに利用することができる。
 6. E T Cカードは、前号に定めるほか、利用する道路、又は道路の区間の始点から終点迄にある料金所に「E T C」、又は「E T C専用」いずれの表示もない車線を通行し、かつ、通行する料金所において、通行券が発行される場合にあっては通行券を受け取り、係員から通行料金の請求を受ける場合にあってはE T Cカード（通行券を所持している場合は、通行券及びE T Cカード）を係員に提出することにより、通行料金の支払いに利用することができる。
 7. 乙のE T Cカード利用者は、E T Cシステムを利用して通行料金の支払いをする場合、「E T Cシステム利用規程及び実施細則」を遵守すること。

8. ETCカードは絶対に改変・変造等してはならない。又、破損し、摩耗し、変形（以下「破損等」という。）した場合は、使用せず直ちに第11条の規定に従い差発行の手続きを行うこと。
9. ETCカードを他の車両の通行料支払いに使用してはならない。（絶対に1枚のETCカードで、同時に複数台の車両の通行料金支払いをしてはならない）。
10. 乙は、三会社のうちいずれかの会社あるいは甲から指導、警告を受けた場合は、直ちにこれに従い是正すること。なお、三会社のうちいずれかの会社より警告を受けた場合は、必ず且つ速やかに甲に報告すること。
11. 三会社のうちいずれかの会社がETCカード、又は自動車検査証の提示を求めた場合は、速やかにこれに従うこと。
12. 乙は次に掲げる事項について、三会社に協力すること。
 - (1) 交通事故防止・交通マナーの向上に努めること。
 - (2) 車両制限令の遵守並びに三会社等が必要と認める事項。
 - (3) 原因者負担金の速やかな支払い。

(ETCカードの管理)

- 第 7条** 乙は、甲との連絡窓口責任者として1名、又、社内カード管理責任者として1名を定め、甲に届け出るものとする。
2. ETCカードは、三会社と甲との契約に基づき乙が共同利用しているものであり、ETCカード利用者一人の不注意・不法行為が乙の連帯責任、即ち甲としての責任となる。この点を十分に認識し、乙及び乙の社内カード管理責任者は、その使用人並びにその他の従業員に対し本規則の徹底とETCカードの正しい使用方法を常に教育・指導しなければならない。

(ETCカードの有効期間・期限の延長)

- 第 8条** ETCカードの有効期間は、ETCカードの貸与を受けた日から、ETCカードに明示してある交換期限迄とする。
2. 乙は、引続きETCカード利用を希望する場合、ETCカード交換期限の6ヶ月前迄に甲の指示する延長手続きを行うものとする。
 3. 新しいETCカードの引き渡しを受けた日から2週間以内に、旧ETCカードにコーポレートカード返却届（様式8）を添えて直接、又は書留郵便・宅急便で甲に返却する。

(ETCカードを亡失したとき)

- 第 9条** 紛失、盗難等によりETCカードを亡失した場合は、直ちに最寄りの警察へ届け出し（受理番号を受け取る）、甲にコーポレートカード紛失届（様式6）を提出する。

2. 紛失、盗難に伴ってE T Cカードの再発行が必要となった場合は、コーポレートカード紛失届（様式6）を提出した日から起算して1ヶ月以内に限り再発行の申込みができる。この場合、コーポレートカード再発行申込書（様式9）と、自動車検査証写を甲に提出し、再発行手数料として1枚につき629円を支払う。
3. 本条第1項の定めによりE T Cカード紛失届提出後、盗難・紛失したE T Cカードが発見された場合、直ちにコーポレートカード発見届（様式7）を甲に提出する。この場合、甲の使用許可があるまで発見されたE T Cカードを使用してはならない。
4. 本条第2項の定めによりE T Cカードの再発行手続き中に亡失したE T Cカードを発見した場合、速やかに発見したE T CカードにコーポレートE T Cカード発見届（様式7）とコーポレートE T Cカード返却届（様式8）を添えて甲に返却する（発見したE T Cカードは、絶対に使用してはならない）。
5. E T Cカードの亡失したことにより生じる一切の責任は、本条第1項の届出の有無及び亡失事由のいかんにかかわらず、E T Cカード利用者が負う。

（E T Cカードの追加発行）

- 第10条** 乙は、増車によりE T Cカード追加の必要が生じた場合は、追加発行申請をすることができる。
2. この場合、乙はコーポレートカード追加発行申請書（様式3）にコーポレートカード登録車両明細表（様式4）と自動車検査証の写2通添付して甲に提出する。
 3. 乙が、第19条の定めにより割引率の減額・割引停止・E T Cカード利用停止等の処分を受けている期間は、E T Cカード追加発行申請はできない。

（E T Cカード変形・摩耗・破損時の再発行手続き）

- 第11条** E T Cカードが破損等により使用できなくなった場合、又は窓口会社が必要と認めた場合、当該E T Cカードを甲に返却のうえ、必要に応じ再発行手続きを行う。なお、亡失時の再発行手続きについては第9条第2項による。
2. 乙は、E T Cカードが破損等により使用に耐えられなくなった場合、破損等したE T Cカードにコーポレートカード返却届（様式8）を添えて、甲に直接、又は書留郵便・宅急便にて返却する。
 3. 三会社料金所において再発行依頼書を発行された場合、コーポレートカード返却届（様式8）と当該E T Cカードに添えて、甲に提出する。
 4. E T Cカード返却により再発行が必要になった場合、コーポレートカード再発行申請書（様式9）を甲に提出し、E T Cカードの再発行を受けることができる。

(E T Cカードの返却)

第12条 乙は、次の各項のいずれかに該当する場合、コーポレートカード返却届（様式8）とともに、直ちに当該、又は全カードを直接、又は書留郵便・宅急便にて甲に返却しなければならない。

- (1) 事業廃止、減車・車両入替等乙の事由によりE T Cカードの一部、又は全てが不要となったとき。
- (2) 第8条に基づくE T Cカードの交換期限が過ぎたとき。
- (3) 第21条第3項の定めにより、E T Cカード利用停止処分を受けたとき。
- (4) 第21条第4項の定めにより、E T Cカード利用承諾の取消処分を受けたとき。
- (6) E T Cカード利用資格がなくなったとき。
- (7) コーポレートカード紛失届（様式6）を提出し再発行を受けた後にE T Cカードが発見されたとき。

(E T Cカード利用解約手続き)

第13条 E T Cカード利用を解約する場合は次の手続きに従うものとする。

- (1) 乙は、2ヵ月前までにコーポレートカード利用解約届（様式10）を甲に提出し、利用終了後E T Cカードを速やかに直接、又は書留郵便・宅急便にて甲に返却する。
- (2) 甲は、乙とのE T Cカード通行料金等に関する債権債務を精算し、預託金を乙に返却する。

第3章 後納料金等・預託金調整について

(利用料金の割引)

第14条 乙は、甲が別途定めた利用金額別割引率に基づいて、毎月の利用料金の割引を受けることができる（割引後の金額を、以下「後納料金」という）。但、甲が三会社等より契約単位割引の適用を受けられない場合、乙は割引の一部を受けることができないものとする。

2. 甲は、本条第1項記載の利用金額別割引率を、三会社の規定変更により、あるいは甲の組合運営上の事由により、甲の理事会の承認を得て変更することができます。
3. 甲が三会社のいずれかの会社より、警告・割引停止・利用停止等処分を受けた場合の割引率、割引の有無等については第22条の規定による。

(後納料金等の支払い)

第15条 乙は、次のいずれかの方法により後納料金・E T Cカード取扱手数料・再発行手数料等（以下「後納料金等」という）を甲の指定する期日迄に、甲の指定する銀行口座に支払うものとします。なお、指定する期日が銀行の休業日に当たる場合は、その前営業日迄とする。

- (1) 銀行自動振替の場合 利用月末締め翌々月5日引き落とし
- (2) 振込の場合 利用月末締め翌月末振込（振込手数料は乙の負担とする。）

(支払の督促、カード割引・利用停止)

第16条 甲は、乙がE T Cカード通行料金等の支払をしない場合は、書面により支払を督促するものとする。

- 2. 甲は、乙が本条第1項の督促にもかかわらず督促支払期日迄にE T Cカード通行料金等の支払を行わない場合は、乙のE T Cカードの翌月の割引率を3割減額する。
- 3. 甲は、乙が2回目の督促にもかかわらず督促支払期日迄にE T Cカード通行料金等の支払を行わない場合は、乙のE T Cカードの利用を停止する。

(延滞金)

第17条 甲は、乙が前条に定める督促にもかかわらず、E T Cカード通行料金等の支払を行わない場合は、当該督促支払期日の翌日から支払の日迄の日数に応じ未払E T Cカード利用料金等に年利14.6%の割合を乗じて計算した額を、延滞金として追加徴収する。

(期限の利益喪失)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当した場合は、甲に対する後納料金等を含む全ての債務について、当然に期限の利益を失うものとします。

- (1) 破産もしくは特別精算の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - (2) 会社更正、会社整理もしくは民事再生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - (3) 甲に預託している預託金について差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分
の申立て、又は滞納処分を受けたとき。
2. 本条第1項に掲げる以外の場合で、甲が第21条第4項の定めによりE T Cカード利用の承認取消をしたとき。

(E T Cカード取扱手数料)

第19条 乙は、甲が窓口会社から請求を受けるE T Cカード取扱手数料を次の通り、甲に支払う。

- (1) 乙は、毎年4月1日において貸与を受けているE T Cカード取扱手数料と

して、E T Cカード1枚当たり629円を4月通行料等とともに甲に支払う。
なお、当該年度（4月1日～翌年3月31日）の途中で新たに貸与を受けた
場合も、上記金額を貸与時に支払うものとする。

(2) カードの亡失・破損、車両の入替等により再発行を受ける場合は、再発行
手数料としてE T Cカード1枚当たり629円をカード引渡月の翌月に支
払うものとする。

2. 乙は高速国道割引対象額2万円以下のE T Cカードには、カード管理料とし
て734円/枚/月のE T Cカード管理手数料を支払うものとする。

3. 取扱手数料は、E T Cカード利用の解約、一部返却、亡失等事由の如何にか
かわらず返還されない。

(預託金の調整・取扱)

第20条 甲は預託金の見直し・調整を次の通り行う。

(1) 原則毎年1月及び7月に、過去6ヶ月間の平均利用月額と預託金額の間の
過不足を算出し、30%、又は3万円（どちらか小さい方）以上の過不足を
生じた場合は、甲はこの間の平均利用月額と最高利用月額を勘案し、最高利
用月額を限度として預託金額を決定し、追加預託金の請求、又はその超過分
の返還を行うことができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、利用月額が預託金額の200%以上、又は過去
3ヶ月間の平均利用月額が預託金額の150%以上で、かつ預託金不足額が
3万円以上の場合は、乙に事情を問い合わせのうえ、過去6ヶ月間の利用実
績を勘案し預託金額を調整し、追加預託金の請求を行う。

(3) 乙は、追加預託金額を現金で甲に預託するものとする。但し、一括での支
払いが困難な場合は、毎月の利用料金から得られる割引を追加預託金額まで
甲に積み立て、支払いに充てる。

2. 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合は、預託金をもって甲の債権
の回収に充当することができる。

(1) 後納料金等の支払いを、本規則通り行わないとき。

(2) 本規則に違反し甲に損害を与え、その支払いがなされないとき。

3. 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は乙との債権債務を精算のうえ、3
0日以内に預託金を返還する。

(1) 甲が解散したとき。

(2) 甲が大口多頻度割引制度の共同利用事業を止めたとき。

(3) 乙がその利用資格を喪失し、第12条に定められたE T Cカードの返却手
続きを完了しているとき。

第4章 大口多頻度割引制度利用規則違反処分に関して

(規則違反処分)

第21条 (割引率の減額) 乙が次の各号のいずれかに該当する場合、定められた割引率を減額する。

(1) ETCカードを紛失・盗難・滅失等により1年に2回亡失した場合及び第5条、又は第15条に違反し甲の文書による督促を受けた日から5日以内に支払いがなされない場合は、翌月の割引率を3割減額する。

(2) 第6条第3項、第7項に違反した場合、翌月の割引率を5割減額する。

2. (割引停止) 乙が次の各号のいずれかに該当する場合、1年以内の期間を定めて割引を停止する。

(1) ETCカードを表示された車両以外の車両に利用したとき。

(2) ETCカードを、ETCカード利用者以外の者に利用させたとき。

(3) ETCカードの利用の有無にかかわらず、不正な方法で通行料金の全部、又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。

(4) 車両制限令に違反した場合、又は車両制限令に違反して有罪の裁判が確定したとき。

(5) 本利用規則の定めに違反する行為をしたとき。

(6) ETCカード利用者として不適当な行為をしたと三会社あるいは甲が認めたとき。

3. (ETCカード利用停止) 乙が次の各号のいずれかに該当する場合、1年以内の期間を定めてETCカードの利用を停止、又はETCカードを窓口会社に返却する。なお、利用停止処分の間、乙はETCカードを全て甲に引き渡し、甲が当該ETCカードを保管する。又は、窓口会社へ返却する。

(1) 本条第2項に該当する行為をした場合で、その情状が重いとき。

(2) セットアップした車載器を正当に保有しないことが判明したとき。

(3) 三会社のうちいずれかの会社に対し原因者負担金の債務を有することになり、かつ、その履行をしないとき(ただし、債務発生時から1年を経過していない場合及び債務発生時から1年を経過しており、かつ、その履行を終えていないことについて三会社がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない)。

(4) 甲の督促にもかかわらず、第5条、又は第15条の支払いがなされない等これらの支払いが危ぶまれる事由が発生したとき。

(5) 第16条第1項に該当したとき。ただし、申立て前及び申立て以後の後納料金等を支払うことが確実であると甲が認めた場合はこの限りではありません。

(6) 連続3ヶ月以上ETCカードを利用しない場合で、甲が、甲自身で当該E

ＴＣカードを保管したほうが適当と判断したとき。

(7) 本規則に違反する行為をし、その情状が重いとき。

(8) ETCカード利用者として著しく不適当な行為をしたと三会社あるいは甲が認めたとき。

4. (ETCカード利用資格の取消) 次の各号のいずれかに該当する場合、ETCカード利用の資格が取り消される。この場合、第16条の定めにより、乙は直ちに甲に対する債権債務の精算を行い、速やかにコーポレートカード返却届(様式8)を添え甲にETCカードを返却する。なお、ETCカードの再申請を希望する場合でも、下記第1号に該当する場合は取消後1年間、その他の場合は取消後3年間経過していない場合は再申請ができない。

(1) 本条第3項第3号の定めによりETCカードを利用することができなくなった場合で、ETCカードを利用することが出来なくなった日から1年以内に原因者負担金を支払わないとき。

(2) 第2条第2項の定めによりETCカードを利用することができない者が不正な手段によりETCカード利用者となったとき。

(3) 本条第3項の定めによりETCカード利用を停止されている場合で、更に第2項の各号に該当する行為をしたとき。

(4) 三会社が管理する道路において車両制限令に違反し警告を受け、警告を受けたときから3ヶ月以内に再び車両制限令に違反した場合、又は有罪の判決が確定したとき。

(5) 三会社が管理する道路において車両制限令に違反し、三会社から刑事告発等を受けたとき。

(6) ETCカードを改変したとき。

(7) 第16条のいずれかに該当し、後納料金等を支払う事が困難であると認められるとき。

(8) その他、ETCカード利用者として、不適格であると認められたとき。

(三会社から処分を受けた場合の措置)

第22条 三会社から警告・割引停止・利用停止等の重大な処分を受けた場合、共同利用の精神に則り甲・乙・当該ETCカード利用者連帯してその責めを負うこととします。この場合に発生する損害の負担割合等については、甲の理事会で決定いたします。

第5章 その他事項

(規則の遵守)

第23条 乙は、ETCカード利用に際し、三会社の定める「ETCコーポレートETCカード利用約款」「ETCシステム利用規程及び実施細則」並びに本規則を遵守する。

(本規則の改廃)

第24条 甲の定款改訂、三会社の利用約款改正、その他により本規則の改廃が必要となった場合は、甲の理事会の承認を得るものとします。

(附則)

第25条 この規則は、令和元年10月1日よりこれを施行する。